

自動体外式除細動器（AED）貸出要領

（趣旨）

第1条 この要領は、和光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所有する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出要件）

第2条 教育委員会は、市内に住所を有する者を主たる構成員とする団体（市内に所在地を有する団体を含む。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときに限り、AEDの貸出しを行うものとする。

- (1) 市内でスポーツ競技の大会又は試合を開催する場合
- (2) 市内で営利を目的としない行事を主催する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた場合

（貸出申請）

第3条 AEDの貸出しを受けようとする者は、原則として貸出しを受けようとする日の2月前の日から7日前の日までの間に、AED貸出申請書（様式第1号）により教育委員会に申請しなければならない。

（貸出決定）

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、原則として貸出しを受けようとする日の3日前までに、AED貸出承認書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定によりAEDの貸出しの承認（以下「貸出承認」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、教育委員会事務局スポーツ青少年課の窓口にてAEDの貸出しを受けるものとする。

（貸出期間）

第5条 AEDの貸出しの期間（以下「貸出期間」という。）は、原則として大会等の開催期間（その準備等に要する日を含む。）とし、貸出しを受けた日を含めて5日以内とする。ただし、教育委員会が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

（経費負担）

第6条 AEDの貸出しは、無償とする。

2 前項の規定にかかわらず、貸出期間内におけるAEDの運搬、保管、管理等に要する経費は、利用者が負担するものとする。ただし、AEDを使用した場合の電極パッド及び救急セット等の消耗品の経費は、教育委員会が負担する。

（遵守事項）

第7条 利用者は、貸出期間内において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) AEDを善良な管理者の注意をもって管理すること。

- (2) A E Dを目的以外に使用しないこと。
- (3) A E Dを処分し、転貸し、又は譲渡しないこと。
- (4) 貸出期間の末日までにA E Dを返却すること。

(使用報告)

第8条 利用者は、A E Dを使用したときは、当該A E Dを返却する際に、A E D使用報告書(様式第3号)により教育委員会に報告しなければならない。

(事故報告)

第9条 利用者は、A E Dを破損し、又は紛失したときは、A E D事故報告書(様式第4号)により教育委員会に報告しなければならない。

(修繕費用等の請求)

第10条 市長は、利用者が故意又は過失により、A E Dを汚損し、破損し、又は紛失したときは、当該A E Dの修繕に要した費用又は新たなA E Dの購入に要した費用の一部又は全部を当該利用者に請求することができる。

(貸出承認の取消し)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出承認を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する貸出要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により貸出承認を受けたことが判明したとき。
- (3) この要領に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、貸出承認を取り消す必要があると教育委員会が認めたとき。

(免責)

第12条 教育委員会は、貸し出したA E Dによって利用者又は第三者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、A E Dの貸出しに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。